

業務及び組織の全般にわたる検討の結果並びに講ずる措置の内容

急速に少子高齢化が進む中、我が国では、2025年までにいわゆる「団塊の世代」が75歳以上となり、超高齢社会を迎える。こうした中で、高齢者が尊厳を保ちながら、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、国は医療、介護、予防等が切れ目なく提供できる地域での体制（地域包括ケアシステム）づくりを推進している。また、2025年に目指すべき医療提供体制の実現については、各都道府県で地域医療構想を策定するとともに、地域医療構想調整会議において検討が進められている。

このため、独立行政法人国立病院機構（以下「機構」という。）には、全国的な病院ネットワークを活用しながら、引き続き、他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのあるセーフティネット分野の医療や、災害等の国の危機管理に際して求められる医療などを着実に実施しつつ、今後は、地域包括ケアシステムの実現に向け、地域における医療機能分化及び連携をさらに進め、地域ニーズとのミスマッチの解消や、拡大する介護・福祉ニーズに対応するための在宅医療との連携等により地域医療に一層貢献し、我が国の医療政策の実施や医療水準の向上に寄与するよう最大限の努力を期待する。

こうした状況を踏まえ、機構の業務及び組織については、機構が現に有している政策実施機能をより発揮できるよう、機構の果たすべき役割・業務実績を反映した機動性・柔軟性のある運営への見直しを進めるとともに、上記の課題解決を図る観点から、以下の方向で見直しを行う。

第1 事務及び事業の見直し

1 診療事業

（1）医療の提供

① 患者の目線に立った医療の提供

患者の目線に立った医療の提供を推進する観点から患者満足度調査を引き続き実施するとともに、これに基づき各病院でPDCAサイクルを実施し、患者満足度の向上に努める。

② 医療の質の向上

機構で蓄積された診療データを活用して臨床評価指標の開発・見直しを行うとともに、人材育成を含め、PDCAサイクルを構築することにより、臨床評価指標の活用を中心とした医療の質の向上に努める。

また、病院ネットワークを活用し、病院間相互チェック等による医療安全対策の充実を図ることで医療事故の防止に努め、さらに、これらの取組の成果を適切に情報発信する。

（2）地域医療への貢献

機構が有する人的・物的資源と病院ネットワークを有効に活用しながら、地域の医療需要の変化への対応に自主的に取り組み、必要な機能を維持しつつ、地域に求められる医療に貢献する。

団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、病床の機能分化・連携を進めるために、各都道府県の地域医療構想の実現に向けて積極的に参画し、今後、地域医療構想調整会議における個々の病院の役割・機能等についての議論が本格化する中、機構としては個々の病院ごとにその機能や、地域医療需要、経営状況について総合的に検討のうえ、地域のニーズに応じた機能転換や再編等を検討し、地域で求められている医療提供体制の確保に一層貢献していく。

また、特に、地域連携クリティカルパス^{※1}や医療機器の共同利用などにより、地域の医療機関との連携をさらに進めるとともに、介護施設や福祉施設も含めた入退院時における連携及び退院後の在宅支援を含めた支援の強化を図る。

※1 地域連携クリティカルパス…急性期病院から回復期病院を経て自宅に戻るまでの診療計画（クリティカルパス）。患者や関係する医療機関で共有することにより、効率的で質の高い医療の提供と患者の安心につながる。

（3）国の医療政策への貢献

南海トラフ地震や首都圏直下型地震等の大規模災害の発生が予想される中で、災害や新型インフルエンザ発生時など国の危機管理に際して求められる医療について、機構の人的・物的資源や病院ネットワークを最大限活用し、人材育成を含め中核的な機関としての機能を充実・強化するとともに、必要な医療を確実に提供する。また、引き続き、国の災害医療体制に積極的に貢献していく。

あわせて、重症心身障害、筋ジストロフィーをはじめとする神経・筋疾患、結核、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」（平成15年法律第110号）に基づく精神科医療など他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのある医療について、引き続き、我が国における中心的な役割を果たす。また、特に、利用者の権利を守り、在宅支援を含めた医療・福祉サービスの充実を図る。

エイズへの取組については、ブロック拠点病院においてHIV裁判の和解に基づき国の責務となった被害者の原状回復に向けた医療の取組を着実に実施し、エイズ患者及びHIV感染者の増加、高齢化等に適切に対応できるよう、必要な人的・物的体制整備の下、引き続き取組を進める。

さらに、国の医療分野における重要政策の先駆的な取組を積極的に実施し、国の医療政策に貢献する。

2 臨床研究事業

機構の病院ネットワークを最大限活用した迅速で質の高い治験の推進やEBM推進のための大規模臨床研究に取り組むとともに、機構で蓄積された電子カルテデータを活用することで、臨床疫学研究の推進、診療機能分析レポートの作成などを積極的に進める。

また、先進的医療への取組として、他の設置主体との連携により、ゲノム医療・再生医療に関する臨床研究や新規医薬品開発等の共同研究を引き続き推進する。

さらに、国の医療情報政策のモデル事業を実施するなど、医療のIT化への対応に向けて積極的に貢献するとともに、他の設置主体も含めた臨床研究や治験に精通する医療従事者の育成や、認定臨床研究審査委員会の適正な運用を図ることにより、我が国の臨床研究及び治験の活性化に貢献する。

3 教育研修事業

様々な診療機能を持つ機構の病院ネットワークを活用し、医師、看護師、薬剤師等の医療従事者を目指す学生に対する卒前教育(臨床実習)に貢献しつつ、卒後においても機構の特色を活かした臨床研修プログラムやキャリアパス制度により、質の高い医療従事者の育成を行うとともに、地域の医療従事者や地域住民に向けた研修などを実施し、我が国の医療の質の向上を図る。

また、今後の医療の高度化・複雑化を支えるために、より効果的・効率的な医療の提供が必要とされ、国においても特定行為に係る看護師の育成を進めている中、機構においては、いち早く診療看護師の養成に取り組んできたところであるが、今後とも国の政策の推進とともに、医師の負担軽減を図る観点からも、診療看護師等の養成を引き続き推進していく。

さらに、質の高い看護師等の養成・育成を行うとともに、看護師等養成施設については、地域の医療人材の育成も視野に入れ、地域の需要や医療の高度化・複雑化等の環境の変化を踏まえたうえで、必要に応じて見直しを行う。

第2 業務全般に関する見直し

1 業務運営の効率化

各病院が地域から求められる医療を着実に実施するとともに、国の医療政策に貢献しつつ、診療収入等の増収、経費節減及び医療資源の有効活用を図り、各病院の収支改善を促進する。

また、病院の運営に貢献・活躍する職員を適正に評価し、かつ、多様で柔軟な働き方を可能とするための人事制度の構築及び法人の業績等に応じた機動性・柔軟性のある給与制度の構築を行う。

さらに、働き方改革を実現するため、医師の労働時間短縮を含めた職員全体の勤務環境改善を進め、特にタスク・シフティング^{※2}の推進や労働時間をよ

り確実かつ効果的に把握・管理するための取組等を行い、効率的な業務の実施体制を構築する。

※² タスク・シフティング…これまで医師が行っていた業務の一部を他職種により分担して実施する等の業務の移管。

2 経費の節減及び資源の有効活用

医療の高度化や各種施策などに留意しつつ、適正な人員の配置に努めるとともに、引き続き人件費率と委託費率との合計が、業務の量と質に応じた病院運営に適正な水準となることを目指す。

機構では、組織のスケールメリットを活かし、かつ、国立高度専門医療研究センター（高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成 20 年法律第 93 号）における「国立高度専門医療研究センター」をいう）、独立行政法人労働者健康安全機構及び独立行政法人地域医療機能推進機構とも連携の上、共同調達を実施しているところであるが、高額な医薬品や医療機器が増加する中で、その効果を検証しつつ、より効率的な調達方法を工夫し、実施する。

なお、後発医薬品の採用率は、すでに政府目標を達成しているところであるが、他の医療機関の模範となるよう、より一層の採用促進を図る。

3 投資の見直し

地域のニーズと合致した病院機能とするための継続的かつ安定的な投資を行うため、機能的改修を含めた老朽棟の整備や医療機器等の整備を、経営状況を勘案しながら効率的、効果的かつ機動的に行う。

4 経営の改善

上記 1 から 3 までの取組を通じて、中期目標期間を通じた損益計算において、機構全体として経常収支率を 100%以上とすることを旨とする。

5 法人の長のリーダーシップを発揮したマネジメントの評価

（1）法人の長がリーダーシップを発揮できるマネジメント体制の確保

厳しい経営環境の下、法人全体として経営の健全性が保たれるよう、本部及びグループ担当理事部門の体制を強化するなど、理事長がよりリーダーシップを発揮できるマネジメント体制を構築する。経営改善については、各病院で具体的かつ実行性のある経営改善計画を立案しつつ、病院、本部及びグループ担当理事部門が一体となって、経営分析等を通じた P D C A サイクルによる改善を重ねる。

（2）内部統制の強化

これまで、理事長のリーダーシップの下、内部統制システムを確立し、リ

スク管理等により、職員に機構のミッションの重要性を認識させ、目標及び計画を達成するための阻害要因を組織として共有し対応するなど、内部統制の充実・強化に努めてきた。引き続きその取組を進めるとともに、今後、情報セキュリティ監査の充実・強化に取り組む。

6 情報セキュリティ対策の強化

近年の情報セキュリティに係るリスクの増大を踏まえ、患者情報等の機微性の高い情報を保有する機構には、他の医療機関の模範となるような対応が求められている。

この点、これまでも重要情報を保有するシステムのインターネットからの分離、インターネット接続口の一元化などの情報セキュリティ対策の強化等に取り組んできたところであるが、引き続き、適切な情報セキュリティ対策を推進するとともに、さらに、職員の情報セキュリティ対応能力の向上を図り、機構の情報セキュリティに関する知見を他の医療機関にも共有することで、我が国の医療分野のセキュリティ強化に貢献する。

7 医療情報の利活用の推進

電子カルテデータをもとにした診療情報集積基盤（NCDA）や、レセプト・DPCデータをもとにした診療情報分析システム（MIA）といった標準化された診療データを収集し分析するデータベースを引き続き運用するとともに、更なる標準化データの収集や規模の拡大に取り組む。

また、医療の質の向上、臨床研究の推進、効率的な病院経営に資する利活用を推進するとともに、国の医療情報政策に基づき、外部のデータベースとの連携や外部機関へのデータ提供、災害等緊急時における支援機能の強化についても積極的に貢献していく。

8 広報・情報発信

機構及び各病院の使命や果たしている役割・業務等について、広く国民の理解が得られるよう、ホームページの見直しやSNS活用方法の検討など、引き続き積極的な広報・情報発信に取り組む。

第3 組織に関する見直し

各病院が果たすべき機能や地域事情も踏まえつつ、効率的な業務運営となるよう、組織の役割分担、管理や連携の体制及び人員配置について、戦略的な強化を図る。

また、本部とグループ担当理事部門の役割を整理した上で、法人内の必要なガバナンスを維持しつつ、各病院の果たすべき機能・地域事情に応じ、きめ細かい病院運営の支援や、機構のネットワークを活かした人事調整等を効果的か

つ効率的に実施していくため、グループ担当理事部門の体制の充実を図る。